

公共施設等LED化事業 特定事業の選定について

中能登町は、令和7年10月8日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、公共施設等LED化事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を公表した。今般、同法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業と選定したので、同法11条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和7年11月4日

中能登町長 宮下 為幸

公共施設等LED化事業

特定事業の選定について

1. 事業概要

1) 事業名称

公共施設等LED化事業

2) 公共施設等の種類

更新・維持管理対象 98施設 19,312台

・施設の種類は、別紙-1を参照

3) 公共施設等の管理者等の名称

中能登町長 宮下 為幸

4) 事業目的

近年、世界中で地球温暖化の影響が叫ばれる中、国でも温室効果ガス排出量の削減について施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯及び一般蛍光灯等の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取替も急務となっている。

本町においても、「中能登町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を令和7年3月に改正、令和12（2030）年度における温室効果ガスの排出量を平成28（2016）年度比で55%削減という野心的な目標を掲げ、具体的な取り組みとして、町有公共施設を対象として包括LED化を行うことを目的とした地域活性化型脱炭素事業（ローカルPFI）事業により、省エネルギー化の推進を図ることを挙げている。地域の民間事業者及び住民に具体的で模範的な取組を率先して行うことは、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高める狙いもある。

本事業は、既設照明施設のLED化の更新にあたり、資金調達面や施工、維持管理などについて民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図るとともに、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」、政府が提唱する「地域循環共生圏」「ローカルPFI」等の主旨に沿った事業とすることにより、中能登町内の地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを目的とする。また、本事業は令和7年6月に中能登町が表明した2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「中能登町ゼロカーボンシティ表明」に資する事業と位置付けるものである。

5) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、PFI 法という。) 第 8 条第 1 項の規定に基づき町が選定した民間事業者(以下「事業者」という。) が、対象施設の設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって維持管理業務を遂行する、BT0 方式 (Build Transfer and Operate) により実施する。また、内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン (令和 5 年改訂版)」における「ローカル PFI」に沿うものとする。

6) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

(1) 調査業務

① 現地調査

- ・既設照明灯の位置の調査 (所在地等設備管理上必要となる各種情報の調査)
- ・既設照明灯の設備の調査 (灯具の種類、防犯灯・道路灯の支柱の劣化状況確認等の設備内容調査)
- ・すべての対象施設における石綿(アスベスト)の事前調査および報告
※石綿(アスベスト)含有が書面及び現地調査で不明の場合の試料採取・分析が必要となった場合は変更設計により対応

② 電力契約照合等

- ・既設照明灯に係わる電力契約の調査及び現地調査結果の突合
- ・電力契約と既設照明灯との数量相違の把握・整合

(2) 照明灯管理システムの構築・データ更新

- ① 照明灯設備の把握・管理及びデータの更新が容易にできる管理システムの構築
- ② 事業期間中に町が行う照明設備の修繕依頼や新設・移設・撤去等の移動連絡に係わるデータのシステムへの反映及び地図データの定期更新等の作業
- ③ ②により作成された最新の管理システムデータの報告及び納入については、事業期間中、毎年度行うものとする。なお、報告は、電子的媒体 (CD-ROM 等) でも可とする。

(3) 設計・施工計画・施工・施工管理業務

- ① LED 化のメリットを最大限に享受できる設計・施工計画・施工・施工管理
- ② 利用者及び作業者の安全に配慮した設計・施工計画・施工・施工管理
- ③ 石綿(アスベスト)に関わる改修が必要となった場合の適切な施工・施工管理
※事前調査の結果次第であり、必要な経費は変更設計により対応

(4) 既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務

- ① 関係諸官庁の指導及び関係法令等を遵守しつつ、撤去工事及び施工管理を実施するこ

と

- ② 撤去した設備（灯具本体、グローブ、安定器等）の再利用、撤去品項目ごとの適切なリサイクル方法にもとづき実施すること
- ③ 石綿（アスベスト）に関わる改修が必要となった場合の適切な廃棄処分
※事前調査の結果次第であり、必要な経費は変更設計により対応

（５）維持管理業務

- ① 事業者は、施設管理者等からの連絡に基づき、設備の調査・修繕を行う。
- ② 事業者は、照明灯に関する町からの移動連絡（新設・撤去・移設等）を受け付け、これに基づき管理システムデータを更新する。また、①の修繕結果についても同様とする。
- ③ 本事業以前に設置した既設の LED 設備についても、管理システムに反映し、契約終了まで同様に維持管理を行う。
- ④ 事業者は、施設管理者等からの連絡受付のための窓口を設置し、少なくとも平日午前 9 時から午後 5 時まで、設備の修繕依頼を受け付ける。
- ⑤ 修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則 3 日以内に実施するものとする。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は町が負担することとする。

ア 事業者が費用を負担する場合

- 1. 火災、落雷、破損、雪害・風害、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害
- 2. 設備の製品としての不具合による故障

イ 町が費用を負担する場合

- 1. 町又は清掃など町の依頼による作業者の責による損害
- 2. 地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害
- 3. 戦争・暴動・変乱による損害
- 4. その他、ア以外で、事業者の責に因らない損害

- ⑥ 事業者は、設備について自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については町と協議の上、定める。

（６）事業検証報告

- ① 事業者は、提案により示した光熱費削減額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を町に提示する。
- ② 事業者は、前項の検証結果並びに修理・交換等の記録を、毎年度町に報告し、町は当該報告の内容を確認する。

7) 町の支払に関する事項

町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、

事業者から提供されたサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価（以下、「サービス購入費」という。）を事業者に対して支払う。

町が事業者を支払うサービス購入費は、LED 整備に係る対価及び維持管理業務、事業検証報告業務から構成される。

町は、事業者に提供するサービス購入費については、毎年度、1 回支払うことを基本とする。

業務内容		想定スケジュール
事業契約締結		令和 8 年 3 月
整備期間	調査・設計業務	令和 8 年 3 月～令和 10 年 3 月
	施工期間業務	
維持管理期間	維持管理業務	令和 10 年 4 月～令和 20 年 3 月

8) 事業スケジュール

(1) 契約の締結時期

本事業のスケジュールは、概ね下記のとおりとする。本事業の実施にあたっては、整備期間は最長令和 10 年 3 月までとし、その後の 10 年間を維持管理期間と想定する。したがって、事業期間は、契約締結日から令和 20 年 3 月までを最長とする。ただし、事業者の提案による工期短縮は可能とする。

(2) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、維持管理業務について町に引き継ぎを行うこと。

2. 評価内容

1) 特定事業の選定基準の考え方

- (1) 本事業を PFI 事業により実施することにより、公共施設等 LED 化事業について、町が直接事業を実施する場合に比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると評価し、判断できる場合に特定事業として選定する。具体的な判断基準は以下のとおりである。
- (2) 公共サービスが同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること。
- (3) 公的財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できること。
- (4) ローカル PFI の主旨にもとづき、地域経済・社会により多くのメリットがもたらされることが期待できること。

2) 定量的評価

(1) 前提条件

本事業について、町が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合を比較し、PFI により得られる定量的効果について分析を行った。なお、これらの前提条件は町が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

	町が直接事業を実施する場合	PFI 事業により実施する場合
算定対象となる経費等	① 調査費 ② 設計費 ③ 施工費（器具費、取付費、撤去費、足場費、工事監理費等） ④ 設備の撤去・リサイクル・廃棄処分費 ⑤ 管理システム構築費（管理含む） ⑥ 維持管理費（管理費含む） ⑦ 運営費 ⑧ リスク管理費 ⑨ 起債償還及び支払い利息	① 調査費 ② 設計費 ③ 施工費（器具費、取付費、撤去費、足場費、工事監理費等） ④ 設備の撤去・リサイクル・廃棄処分費 ⑤ 管理システム構築費（管理含む） ⑥ 維持管理費（運営費含む） ⑦ 運営費 ⑧ リスク管理費 ⑨ 諸課税 ⑩ 資金償還及び支払利息
共通条件	① 施設規模：98施設（19, 312台） ② 設計・施工期間 令和9年度末まで ③ 維持管理期間 令和10年度より10年間	
資金調達に関する事項	① 一般財源 ② 起債 ③ 融資 ④ ファンドまたはボンド ⑤ その他	

（２） 評価結果

前述の前提条件を基に、本事業を町が自ら実施する場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の町の財政負担額を現在価値換算額で比較した結果、事業期間中の町の財政負担額が 5.2%程度削減されるものと見込まれる。

	町が直接事業を実施する場合	PFI 事業等により実施する場合
指数	100.0	94.8%

３） 定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合に以下の主な定性的効果が期待される。

(1) 性能発注による効率的な設計・施工及び維持管理の実施

一括発注及び性能発注により、維持管理等と整合した設計及び施工を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。

(2) サービスの質の向上と維持

一括発注及び性能発注による LED 整備を行うことで、環境に配慮したサービス化と電気料金の大幅な削減、施設を利用する町民への低廉かつ良質な公共サービスが提供できる。

(3) 公的支出の平準化

PFI 方式の場合には、サービスの供用が開始されるまでは、公共に支出負担が発生せず、供用開始後の支払いについても、長期間にわたって平準化されるというメリットがある。

(4) リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI 方式を導入することで、町と事業者とが適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となる。

4) 総合評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業全体を通じて選定事業者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、この結果、定量的評価における VFM の達成に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上より、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

別紙-1

No	管理部署	施設名
1	総務課	あすなろ公園
2	総務課	ふるさと交流センター
3	総務課	防犯灯・道路灯
4	総務課	鹿西庁舎車庫 1
5	総務課	鹿西庁舎車庫2
6	総務課	社会福祉センター
7	総務課	梅の里公園
8	企画情報課	能登テキスタイルラボ
9	企画情報課	能登上布会館
10	企画情報課	道の駅織姫の里なかのと
11	企画情報課	古民家みおやの里
12	企画情報課	鹿島小学校西口待合所
13	企画情報課	のと二宮駅(夢おりもの展示館)
14	企画情報課	金丸駅(待合室及びギャラリー)
15	企画情報課	ふれあいの水辺公園(不動滝)
16	企画情報課	碁石ヶ峰トイレ
17	企画情報課	杵形山駐車場トイレ
18	企画情報課	良川駅(駐輪場)
19	企画情報課	能登部駅
20	住民窓口課	行政サービス庁舎
21	長寿福祉課	老人福祉センターゆうゆう
22	長寿福祉課	高齢者生きがいセンター
23	長寿福祉課	健康ハウス「憩」(生きがいセンター込)
24	長寿福祉課	ふれあい交流館「北部」
25	長寿福祉課	ふれあい交流館「喜楽館」
26	長寿福祉課	小規模多機能施設「ラポールみおや」
27	長寿福祉課	デイサービスセンター「ひまわり」
28	長寿福祉課	老人ふれあいセンター
29	長寿福祉課	高齢者グループホーム「しあわせの里」
30	長寿福祉課	在宅複合施設「ほのぼの」
31	長寿福祉課	デイサービスセンター「いこい」
32	健康保険課	たんぽぽ保育園
33	健康保険課	こすもす保育園
34	健康保険課	つくし保育園

No	管理部署	施設名
35	健康保険課	あおば保育園
36	健康保険課	さくら保育園
37	健康保険課	保健センターすくすく
38	健康保険課	とりや児童館
39	健康保険課	かしま児童館
40	健康保険課	ろくせい児童館
41	健康保険課	かしま放課後児童クラブ
42	土木建設課	旧滝尾小学校体育館
43	土木建設課	黒氏住宅
44	土木建設課	金丸住宅
45	土木建設課	末坂第2住宅
46	土木建設課	春木住宅
47	土木建設課	末坂住宅
48	土木建設課	コーポとりや
49	農林課	農村環境改善センター
50	生活環境課	春木浄水場
51	生活環境課	鳥屋南部浄化センター
52	生活環境課	鳥屋北部浄化センター
53	生活環境課	旧鳥屋西部浄化センター
54	生活環境課	久江配水池
55	生活環境課	在江浄水場
56	生活環境課	鹿島中部クリーンセンター
57	生活環境課	旧鹿島西部クリーンセンター
58	生活環境課	旧鹿島北部クリーンセンター
59	生活環境課	鹿島東部クリーンセンター
60	生活環境課	後山減圧弁室
61	生活環境課	旧鹿西東部浄化センター
62	生活環境課	鹿西中部浄化センター
63	生活環境課	旧鹿西沖馬場浄化センター
64	生活環境課	鹿西後山浄化センター
65	学校教育課	鳥屋小学校(プール込)
66	学校教育課	旧久江小学校
67	学校教育課	鹿西小学校
68	学校教育課	中能登中学校
69	学校教育課	鹿島小学校

No	管理部署	施設名
70	生涯学習課	レクトピアパーク
71	生涯学習課	古墳公園
72	生涯学習課	ふれあいゲートボール場
73	生涯学習課	旧観坊
74	生涯学習課	大宮坊
75	生涯学習課	石動山公衆トイレ
76	生涯学習課	雨宮能登王墓の館
77	生涯学習課	ふるさと創修館
78	生涯学習課	まなびや館
79	生涯学習課	ラピア鹿島
80	生涯学習課	カルチャーセンター飛翔
81	生涯学習課	鳥屋武道館
82	生涯学習課	テニスコートとりや
83	生涯学習課	北部体育センター
84	生涯学習課	中能登運動公園
85	生涯学習課	スポーツセンターろくせい
86	生涯学習課	鹿西体育館
87	生涯学習課	久江体育センター
88	生涯学習課	鳥屋体育館
89	生涯学習課	鹿島弓道場武道館
90	生涯学習課	パークゴルフ場
91	生涯学習課	中能登町野球場
92	生涯学習課	石動山公衆トイレ(ヤ 9-1 旧観坊)
93	生涯学習課	アッピー広場
94	生涯学習課	旧鳥屋相撲場トイレ
95	生涯学習課	鳥屋グラウンド
96	健康保険課	とりや放課後児童クラブ
97	健康保険課	ろくせい放課後児童クラブ
98	生涯学習課	鹿島体育センター